



基本計画

重点プロジェクト

基本計画に掲げる施策の目標を重点プロジェクトに位置付け、重点的、優先的に取り組むべき事業の推進を図ります。

教育・文化に輝く杜づくり



1. 学校教育の充実
2. 生涯学習の充実
3. スポーツの振興

産業を興し、富める杜づくり



1. 農林業の推進
2. 商工業の振興
3. 雇用対策の充実

安全・安心で明るい杜づくり



1. 健康づくりと医療の充実
2. 地域福祉の充実
3. 高齢者福祉の充実
4. 障がい者福祉の充実
5. 子育て支援の充実
6. 防災対策の充実
7. 消防体制・防犯対策の充実
8. 交通安全対策の充実

基盤を整備し豊かな杜づくり



1. 土地利用の推進と居住環境の充実
2. まちづくり環境の整備
3. 上下水道の整備
4. 交通環境の整備

環境日本一の潤いの杜づくり



1. 自然保護及び環境美化の推進
2. 環境保全対策の推進
3. ごみの適正処理と減量化
4. 公害防止対策の推進

交流を深め躍進の杜づくり



1. 地域連携の強化
2. 移住定住の促進と
地域コミュニティの強化

品格の高い感動の杜づくり



1. 観光の振興
2. 文化財の保護
3. 芸術・文化の振興

連帯感のある和の杜づくり



1. 市民参画のまちづくり
2. 行政推進体制の強化
3. 財政の健全化

1章 教育・文化に輝く杜づくり

- 学校教育の充実**
 - (1) 原っぱ教育の推進
 - (2) 学校教育環境の向上
 - (3) 中高一貫教育の推進
- 生涯学習の充実**
 - (1) 生涯学習の推進
 - (2) 公民館活動等の支援
 - (3) 図書館の利用促進
 - (4) 社会教育の充実
- スポーツの振興**
 - (1) 生涯スポーツの充実
 - (2) 子どもの体力づくりの推進
 - (3) 東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致によるスポーツの振興

3章 安全・安心で明るい杜づくり

- 健康づくりと医療の充実**
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 地域医療の充実
 - (3) 出産体制の支援
 - (4) 医療保険制度の安定的な運営
- 地域福祉の充実**
 - (1) 地域福祉計画の推進
 - (2) 地域の見守り体制の強化
 - (3) 生活困窮者自立支援の強化
 - (4) 地域福祉の担い手の育成
- 高齢者福祉の充実**
 - (1) ほくとゆうゆうふれあい計画の推進と介護保険サービスの充実
 - (2) 介護予防・生活支援の推進
 - (3) 在宅高齢者福祉の充実
- 障がい者福祉の充実**
 - (1) 障害者計画の推進
 - (2) 障がい者(児)福祉サービスの充実
 - (3) 障害者総合支援センターにおける相談体制の強化
 - (4) 障がい者(児)の社会参加及び就労支援
- 子育て支援の充実**
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画の推進
 - (2) 包括的な子育て支援の充実
 - (3) 保育園充実プランの推進
 - (4) 幼児期教育の推進
 - (5) ひとり親家庭への支援
 - (6) 子育て世代の住まいづくりへの支援
- 防災対策の充実**
 - (1) 地域防災計画の推進
 - (2) 地域防災体制の強化
 - (3) 治山・治水、河川整備の推進
- 消防体制・防犯対策の充実**
 - (1) 消防体制の整備
 - (2) 消防施設・設備等の整備
 - (3) 消費者保護の充実
- 交通安全対策の充実**
 - (1) 交通安全の推進
 - (2) 交通安全施設の整備

～水と緑と太陽の恵みを 人と自然と文化が躍動する 環境創造都市

2章 産業を興し、富める杜づくり

- 農林業の推進**
 - (1) 農地の保全と農業生産基盤の整備
 - (2) 特色ある農業・農村づくりの促進
 - (3) 北の杜フードバレーの推進
 - (4) 健全な森林の育成と林道の整備
- 商工業の振興**
 - (1) 地域商業の活性化
 - (2) 工業の活性化と企業の振興
 - (3) 企業誘致活動の推進
- 雇用対策の充実**
 - (1) 就業・就職への支援
 - (2) 労働関係の情報収集と提供

4章 基盤を整備し豊かな杜づくり

- 土地利用の推進と居住環境の充実**
 - (1) 秩序ある土地利用の推進
 - (2) 市営住宅総合活用計画・長寿命化計画の推進
 - (3) 一般住宅耐震化の推進
- まちづくり環境の整備**
 - (1) まちづくりに向けた市民参画の促進
 - (2) 市街地整備の推進
 - (3) 景観形成の推進
 - (4) 空き家等対策計画の推進
- 上下水道の整備**
 - (1) 地方公営企業法の適用による持続可能な上下水道事業の推進
 - (2) 浄化槽整備の推進
 - (3) し尿処理と衛生施設の管理
- 交通環境の整備**
 - (1) 広域幹線道路整備の促進
 - (2) 市内道路網の整備
 - (3) 道路除雪体制の充実
 - (4) 公共交通の整備

次世代に伝えるために～ 文化が躍動する 環境日本一の 潤いの杜づくり

- 5章 環境日本一の潤いの杜づくり**
 - 自然保護及び環境美化の推進**
 - (1) 自然環境の保全
 - (2) 森林環境の保全
 - (3) 南アルプスコネスコエコパークの保全と活用
 - (4) 地域環境美化活動の充実
 - (5) ごみの不法投棄対策の強化
 - 環境保全対策の推進**
 - (1) 環境保全事業の推進
 - (2) 地下水利用の適正化
 - (3) 再生可能エネルギービジョンの推進
 - (4) 環境教育の推進
 - (5) 地球温暖化防止に向けた活動の推進
 - (6) 動物愛護の啓発
 - ごみの適正処理と減量化**
 - (1) 一般廃棄物処理基本計画の推進
 - (2) リサイクルの推進
 - (3) 災害廃棄物処理計画の推進
 - 公害防止対策の推進**
 - (1) 公害防止に関する体制づくり
 - (2) 市民や事業者への啓発活動

7章 品格の高い感動の杜づくり

- 観光の振興**
 - (1) 特色ある観光資源の活用
 - (2) ハヶ岳観光圏の推進
 - (3) 南アルプスコネスコエコパークを活用した観光の振興
 - (4) 世界に誇る「水の山」の推進
 - (5) 受け入れ体制の充実
- 文化財の保護**
 - (1) 指定文化財等の保護
 - (2) 文化財の情報発信
- 芸術・文化の振興**
 - (1) 芸術・文化を育む活動の充実
 - (2) 一流の芸術・文化の提供

6章 交流を深め躍進の杜づくり

- 地域連携の強化**
 - (1) 産官学金労言 連携交流の推進
 - (2) ハヶ岳定住自立圏の推進
 - (3) 地域間交流や国際交流の推進
- 移住定住の促進と地域コミュニティの強化**
 - (1) 総合戦略の推進
 - (2) 移住定住に向けた支援策の充実
 - (3) 若者の出会いの場の創出

8章 連帯感のある和の杜づくり

- 市民参画のまちづくり**
 - (1) 幅広い市民意見の集約
 - (2) 情報公開の推進
 - (3) 広報活動の充実
 - (4) 市民との協働によるまちづくりの推進
 - (5) 男女共同参画ほくとほほえみ夢プランの推進
- 行政推進体制の強化**
 - (1) 行政経営の合理化
 - (2) 行財政改革の推進
 - (3) 人事管理の適正化
 - (4) 公共施設等総合管理計画の推進
- 財政の健全化**
 - (1) 健全な財政の確立
 - (2) 市税等の適正賦課及び収納率向上と負担の公平化の実現
 - (3) 事務事業の見直しと民営化、民間委託の推進



8つの杜 づくり

第1章

教育・文化に輝く杜づくり

1. 学校教育の充実

現状と課題

本市ではこれまで、豊かな自然や人材、文化施設等、地域の資源を十分に活用した原体験や実体験を重視した教育である「原っぱ教育」を提唱し、心身ともに健康で郷土愛あふれる人づくりを目指す取組を実践してきました。本市の特色である「原っぱ教育」を、引き続き推進し、「夢を持ち 未来を切り拓く 心身ともにたくましい 北杜の子ども」づくりを目指しています。

一方、児童生徒数の減少等を背景に、「北杜市立小中学校適正配置実施計画」に基づき、小中学校の適正配置を進めてきました。小学校については、合併時の15校が平成28年度末現在では11校になっており、今後、平成31年度に開校する「高根地区統合小学校」の統合をもって、当面の間は、現状の小学校配置を維持します。中学校については、将来を見据えて学校規模や教育環境について検討を行っていくことが必要です。

なお、学校施設については、大規模改修や耐震改修から年数が経過している施設も多く、改修や修繕箇所が増加しており、計画的な整備や維持補修等が課題となっています。

また、安全・安心な学校給食の実施や、登下校時の効率的で安全な通学手段の確保等、学校教育環境を整えていくことが必要です。

県下公立学校で唯一、中高一貫制を導入している北杜市立甲陵高等学校においては、スーパーサイエンスハイスクール(SSH)[※]の指定校として中高が連携し、各種の課題に取り組む中で、コミュニケーション能力や表現力に優れ、人と積極的に関わりを持つ生徒の育成に努めてきました。その成果が学力のみならずスポーツや文化の面でも現れています。

※ スーパーサイエンスハイスクール(SSH)

文部科学省の指定を受け、高等学校等において、先進的な理数教育を実施するとともに、大学との共同研究や、国際性を育むための取組を推進すること。また、創造性、独創性を高める指導方法、教材の開発等の取組を実施すること。

主要施策

1. 原っぱ教育の推進

確かな学力の育成、豊かな心と健やかな身体の育成、郷土を愛し未来を切り開く人材の育成を重点目標とした「原っぱ教育」の更なる推進を図り、知性に富み、心身ともに健康で、郷土愛にあふれる人材の育成を目指します。また、家庭・学校・地域が連携した教育を推進し、いじめや不登校等の児童生徒の心の問題に対応するための支援を強化するとともに、ICT教育[※]や道徳教育、個性や才能を伸ばす教育指導の充実に取り組みます。

さらに、外国語教育や国際交流を推進する中で、国際感覚の豊かな人材の育成を目指します。

また、未来を担う児童生徒の健やかな体の成長に大切な教育ファーム事業や地域の農畜産物等を取り入れた学校給食の実施等、食育・地産地消の取組を推進します。

2. 学校教育環境の向上

小学校については、「北杜市立小学校施設中長期保全化計画」に基づき、施設の中長期的な整備等を行います。

中学校については、学校規模や教育環境の検討を行っていくとともに、施設の整備等を図ります。

高等学校については、施設の計画的な維持補修等を実施します。

さらに、情報活用能力の育成やより良い授業環境の構築を図るため、ICT教育の環境整備を図ります。

また、児童の登下校時の安全確保のため、スクールボランティア等を引き続き配置し、巡回指導等を行います。児童生徒の通学手段として、効率的で安全なスクールバスの運行等に努めます。

3. 中高一貫教育の推進

中学校と高等学校の6年間の中で、計画的、継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性を伸ばすため、甲陵中学・高等学校の中高一貫教育を継続します。

また、SSHの成果を活かした教育に取り組むほか、生徒が切磋琢磨し、学力や精神力、豊かな人間性の育成等の向上が図られるような環境を整備します。

※ ICT教育

時間的・空間的制約等を解消する手段として、ICT（情報通信技術）であるパソコンやタブレット等を活用し、多様な学習機会を創出する教育のこと。

2. 生涯学習の充実

現状と課題

本市では、生涯学習の取組として、市民一人ひとりの学習意欲を高め、ライフステージに応じて学び続けることができる生涯学習環境の構築を目指し、様々な学習の機会を提供してきました。

一方、新たな受講者の掘り起しや、大勢の市民に参加してもらえる学習講座の開催が課題となっており、多様化、高度化する市民ニーズを把握する中で、魅力ある学習講座づくりが必要となっています。また、学校現場における「原っぱ教育」が定着してきた中で、地域と連携した新たな学習の場へ発展させることが必要です。

公民館分館は、地域住民の学習活動や文化・レクリエーション活動の拠点として重要な役割を担っており、引き続き必要な支援を行っていく必要があります。

市内8つの図書館では、どの図書館でも貸出・返却できるシステムや、学校図書館システムとのネットワーク化等により、市民が利用しやすい環境を整備してきました。今後も、県内の図書館や八ヶ岳定住自立圏を構成する近隣町村の図書館との連携を推進し、より良い読書環境づくりに努めていく必要があります。

社会教育については、「北杜市生涯学習計画」に基づき各種事業を展開するとともに、社会教育委員が地域住民と行政とのパイプ役として社会教育施策の充実に努めてきました。今後も、社会教育委員が中心となって社会教育の意味や生涯学習社会構築の必要性について協議し、意見や考えをまとめながら施策に反映していくことが必要です。

また、安全で安心して利用できる社会教育施設の環境整備に努める必要があります。

主要施策

1. 生涯学習の推進

「北杜市生涯学習計画」に基づき、市民の学習に対するニーズを把握し、各種講座や教室など様々な学習機会を提供していきます。また、学習講座の企画段階から市民が参画することによって、交流や学習をすることの楽しさや、地域社会の課題解決に携わることの喜びなどを感じられるとともに、地域の自主的な活動グループの育成や支援等を図ります。

また、「原っぱ教育」が定着してきた中で、地域の人材を活用し、世代間の交流を発展させた新たな学びの場の創出を図ります。

2. 公民館活動等の支援

公民館分館には、地域活動の拠点として、地域連帯意識の形成に資する積極的な役割が期待されることから、公民館分館における、市民ニーズに即した公民館活動等を支援します。

3. 図書館の利用促進

生涯学習の拠点である図書館を市民の誰もが利用しやすく、地域コミュニティの場としても活用できるよう、各館の特色を活かした図書館運営を行います。

近隣自治体の図書館や学校図書館との連携により、図書館利用を促進する取組を進めるほか、ボランティア活動の活性化を図り地域に根ざした図書館づくりに努めます。

また、貴重な資料を多くの人々が利用できるよう、デジタルアーカイブ[※]の活用にも努めます。

4. 社会教育の充実

社会教育委員会における研修や研究、調査機能等を強化するとともに、地域活動や各種事業への参加、市民意識調査等を通じた的確な社会教育の計画づくりを進めます。

また、青少年健全育成に向けた教育や家庭における教育の取組等、社会教育を行う上での推進体制を充実させることにより、多くの市民が各種活動に参加できるよう努めるとともに、社会教育の拠点となる施設環境の整備等に努めます。

※ デジタルアーカイブ

有形・無形の文化資源(文化資材・文化的財)等をデジタル化して保存等を行うこと。

3. スポーツの振興

現状と課題

本市では、「北杜市生涯スポーツ推進計画」に基づき、事業の実施や体育施設の適切な管理や運営等、市民が、いつでも、どこでもスポーツを気軽にできる環境整備に努めています。

また、全国的に子どもの運動離れが進み、体力の低下が懸念されている中、本市においても学校生活に限らず、子どもが継続して各種スポーツに取り組む機会を通して体力の向上を推進する必要があります。

さらに、2020(平成32)年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて、本市においても選手団の合宿誘致を行うことで、市施設を有効活用することにより、一流のスポーツ選手と触れ合える機会の創出に取り組むなどスポーツの振興を積極的に推進する必要があります。

主要施策

1. 生涯スポーツの充実

市民の親睦や交流、健康増進を図るため、各種指導者の養成や選手の育成を行うとともに、市民のスポーツ活動やレクリエーションの機会を拡充することにより、生涯スポーツの振興に努めます。

また、社会体育施設の環境整備等に努めます。

2. 子どもの体力づくりの推進

一流選手によるスポーツ教室などを通して、子どもに体を動かすことの楽しさを体感させ、スポーツへの興味を引き出し、参加を促すことで体力の向上を図っていきます。

また、スポーツ少年団の指導者の育成等を支援し、子どもの体力づくりの推進を図っていきます。

3. 東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致によるスポーツの振興

東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、選手団の合宿誘致に取り組むことにより、一流スポーツ選手との交流を通じて市全体のスポーツ振興を図ります。

また、合宿誘致後の市営施設については、スポーツやレクリエーション等の場としてより一層の利用促進を図ります。

なお、民営の施設については、民間との共催によるイベント等を通して競技の普及を図っていきます。



8つの杜 づくり

第2章

産業を興し、富める杜づくり

1. 農林業の推進

現状と課題

豊かな水資源や、日本一の日照時間、首都圏からの近さという好立地を背景として、市内に農業法人が24社(平成28年度現在)進出するなど、本市は日本で有数の農業法人の参入地となっています。今後も担い手農業者への農用地の集積と優良農地の保全のため、農業生産基盤の整備や長寿命化が求められています。

一方、農業を取り巻く環境として、近年は農畜産物の販売価格低迷や農地の遊休化、農業者の高齢化や後継者不足、農業人口の減少が深刻な状況になっています。新規就農者及び営農組織の育成や市内農畜産物の販路拡大等を図るとともに、市民農園、観光農園等の農地の多様な活用、特産品の開発やブランド化を推進するなど、時代のニーズに応じた対策が必要となっています。また、現代社会においては、毎日、安心して食することができる健やかな暮らしが求められていることから、本市の恵まれた自然環境のもと生み出された「安全な食」を国内外にアピールするため、平成26年11月に「安全・安心 日本の台所 北杜市」宣言を行いました。食の安全・安心や食育推進の観点から、地産地消にかかる取組を更に展開していくため、農畜産物の安定的な確保と農家からの調達ルートの確立が必要となっています。さらに、農作物への鳥獣害対策として、増加するニホンジカ等の捕獲頭数を増やすとともに、今後は、捕獲した鳥獣等をジビエ[※]として加工や販売等に利活用する必要があります。これらを踏まえて、将来的には生産者や食品加工・販売業者等のネットワークづくりを進め、新たな産業の振興により地域の活性化を図ることが重要となっています。

本市には、未整備の森林が多数存在しており、アカマツ林、広葉樹林等を中心とする里山は、松くい虫被害の継続的な発生、薪炭利用の低下による枯損木の放置など荒廃が進んでいます。水源涵養や国土保全、生物多様性の保全等、森林の有する多面的機能を高度に発揮していくためには、「北杜市森林整備計画」に基づく、森林の整備や保全が必要です。また、林道については、間伐等の適切な森林整備に不可欠であるため、既設林道の改良や維持管理を中心に整備を行っていく必要があります。

※ ジビエ

狩猟によって、食材として捕獲された野生の鳥獣のこと。主にフランス料理での用語で、主に畜産との対比として使われる。

主要施策

1. 農地の保全と農業生産基盤の整備

これまで進めてきた農道や水路等の農業生産基盤については、補修・更新等により長寿命化を図るとともに、地元のニーズを把握した上で、土地改良事業を推進します。なお、小規模な農道等については、地元主体で行う整備活動を支援します。

また、担い手農業者の耕作地を確保するため、遊休農地の解消に取り組むとともに、ある程度連担する農地については、農業法人が参入する営農地として活用できるよう推進していきます。

2. 特色ある農業・農村づくりの促進

市内農畜産物の特産品の開発やブランド化の推進を図るとともに、当地域の基幹作物の水稲については、地理的表示 (GI) 保護制度[※]等の認証制度を積極的に活用し県内外へ情報発信します。

また、就農者の確保や育成、生産者グループの育成や支援、営農組織の育成や法人化を促進するため、新規就農者や規模拡大希望農家等を積極的に支援するとともに、消費者のニーズに応えた有機栽培など環境に配慮した農産物の生産振興と流通を促進するための取組を進めます。

さらに、地産地消を推進するため、生産者と消費者双方の身近な直売活動の支援や地域の農畜産物等の消費拡大に取り組むなど、生産者、消費者、食品産業事業者等のネットワークづくりを総合的に推進します。あわせて、学校給食等における地域の農畜産物等の利用拡大を推進し、地域に根ざした支援を行っていきます。

農作物への鳥獣害対策については、地域ぐるみの追払い活動や防除への支援を行うとともに、捕獲者等の育成支援を図るなど積極的に推進します。

また、捕獲による鳥獣を有効活用するため、ジビエの消費拡大に取り組みます。

※ 地理的表示 (GI) 保護制度

地域には長年培われた特別な生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在し、これら産品の名称 (地理的表示) を知的財産として保護する制度のこと。

3. 北の杜フードバレーの推進

市内の農業従事者、営農組織、農業法人等、農業に携わる事業者に加え、食に関連した流通、加工、販売事業者等が連携し、新たな産業を興し地域を活性化の中で「安全・安心日本の台所 北杜市」から全国に食の安全・安心を届ける「北の杜フードバレー[※]」の構築に向けた取組を推進します。

4. 健全な森林の育成と林道の整備

森林の荒廃を防止するため、「北杜市森林整備計画」に基づき、森林所有者の自主的な森林整備を支援するほか、林業事業者等との連携による森林整備を推進します。

また、「世界に誇る『水の山』」宣言の主旨を踏まえ、清らかな水環境を生み出す水源涵養のために森林の適正管理を推進するとともに、森林整備に対する理解を深めるための講座等を開催します。

なお、松くい虫被害の対策については、将来的な被害発生を軽減するため、樹種転換等の対策を進めます。

さらに、林業で排出される未利用材の利活用策等を進めていきます。

また、林道については、改良や維持管理を中心とした整備を図ります。

※ フードバレー

アメリカのコンピューター産業の集積地「シリコンバレー」に由来する、食の集積地という意味合いの造語。

2. 商工業の振興

現状と課題

本市は、広範囲な地域であるとともに個々の地域特性が強く、商圈域が分散しているという特徴があります。その中で、特産品等の商品販売促進のイベントや商店街魅力再生事業等、本市の商業・商店街の活性化に向けた取組がなされています。しかし、近年は消費者のニーズの多様化、大規模店の進出等により、中小小売業者を取り巻く環境は非常に厳しいほか、商店経営者の高齢化が進み、後継者不足が深刻な問題となるなど、商店街及び商店の衰退が著しい状況にあります。今後は、人が集まり賑わい、活気にみちた商店街を形成していくために、商業者の自助努力を促進し、個店の魅力を高めるための支援や指導を強化するとともに、後継者の育成を図り、地域の特色を活かした商業の活性化を推進する必要があります。

工業については、今後は、新たな商品開発や販路開拓を進める企業に対する支援等により、活性化を推進する必要があります。また、市内で事業を営む企業の振興を図るため、異業種交流を行うことによって共に助け合い、学びあい、お互いが健全に発展できる機会を創るとともに、地域社会に貢献していくことを目的とした北杜市企業交流会を引き続き支援していく必要があります。

本市では、市内の既存事業者に関連した事業を営む企業等や、本市の特色である豊かな自然を活かせるような環境にやさしい企業等の誘致を積極的に展開するほか、ベンチャー企業の創出及び育成を図っていく必要があります。

主要施策

1. 地域商業の活性化

多様化する消費者の買い物動向に対応した商業の振興を図るため、商店街の活性化、商工会を通じた商業振興、地域に密着した商業活動、農商工連携の促進等を支援するとともに、事業者の経営強化と個店の魅力向上のための店舗づくりや、多様な販売促進活動の支援等を図ります。

2. 工業の活性化と企業の振興

市内企業等が取り組む新たな商品開発や販路開拓等を支援するとともに、市内で新たに創業する事業者を支援し、工業の活性化を図ります。

また、北杜市企業交流会の活動を支援するほか、市内企業の要望集約や人材育成の支援等を行うとともに、企業ガイドブックや市ホームページ等を活用し、就労希望者に市内企業を広く紹介し、企業の振興を図ります。

3. 企業誘致活動の推進

企業の進出や設備投資等に関する情報を収集し、本市の特性を活かした誘致活動を積極的に展開します。

また、誘致が可能な土地や空き工場に関する情報等を収集し、立地希望企業へ紹介するなど、誘致活動を推進します。

3. 雇用対策の充実

現状と課題

本市では、「北杜市定住促進就職祝金支給制度」により、UターンやIターンによる若者の定住を促すとともに、就業者等が入居できる賃貸物件の整備や、雇用マッチングの機会創出を目的とした就職ガイダンスの充実等により、雇用の促進に向けた取組を行ってきました。

そうした中、地域内では事務系の求職が多く、企業側では技術者等の人材を求めていることから、ミスマッチが起こっている状況が見受けられ、公共職業安定所等と連携して労働関係の情報収集を行うなど、雇用機会の拡大を図ることが求められています。

さらに、少子高齢化と人口減少が進行している状況にあっては、労働力人口の減少、地域産業の担い手不足、地域経済の衰退も懸念されており、こうした課題を解決するため、地域資源や地域特性を活かして、雇用創出や人材育成等に積極的に取り組むことが必要になっています。

主要施策

1. 就業・就職への支援

市内企業に勤務する就業者の住環境の充実を図るとともに、若者をはじめ、女性や高齢層に対する企業情報の提供や、企業の就労者に対する人材育成等の支援を強化し、雇用の安定促進を図ります。

さらに、「実践型地域雇用創造事業」※を活用し、市内の様々な業種において、経営力強化に係る支援や地域求職者に対する企業の人材ニーズに応じた育成メニューの提供、合同就職面接会等に取り組み、若者の定着や女性の活躍に資する安定的な雇用創出を図るとともに、魅力ある職場環境づくりや多様な働き方の普及なども進めていきます。

2. 労働関係の情報収集と提供

公共職業安定所をはじめ、関係機関や企業との連携を密にして、求職や求人の情報収集と提供に努め、雇用機会の拡大を図ります。

また、市内企業と就労希望者とのマッチング機会を創出するため、就職ガイダンスを開催するほか、学校と連携したインターンシップ等への取組を支援します。

※ 実践型地域雇用創造事業

内閣府が認めた地域再生計画に基づく厚生労働省の委託事業。「農業」、「商工業」、「観光業」を重点分野として、北杜市と地域経済団体等からなる「北杜市雇用創造協議会」が事業主体となって取り組む、雇用対策。

8つの杜 づくり

第3章

安全・安心で明るい杜づくり

1. 健康づくりと医療の充実

現状と課題

近年、高齢化、医療の高度化等による医療費の増加が大きな問題となっており、予防を中心とした健康づくりや疾病の早期発見・早期治療の重要性が高まっています。

本市では、生活習慣病やメタボリック症候群の予防対策として、食生活や運動を中心とした健康教室を開催してきました。また、疾病の予防や早期発見を目的とした総合健診や人間ドックを実施しており、受診率は県内でも高い水準にあります。

健康づくりの推進には、市民の健康に対する意識付けが重要であり、若者から高齢者まで幅広い世代が主体的に健康づくりを行える取組を推進する必要があります。あわせて、より多くの市民が総合健診を受けられる体制の整備や、食育の推進等の「安全・安心な食」を健康づくりに活かす必要があります。

また、現代社会の傾向として、生活環境や家族形態の多様化により、悩みや不安、ストレスを感じながら生活している人が増えており、こころの健康の保持増進が重要となっています。

地域医療については、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる「2025年問題」を見据えた対応が急務となっています。また、住み慣れた地域で適切な医療や介護が受けられる「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

本市では、「北杜市立病院改革プラン」に基づき、医療体制の充実を図ってきました。しかし、慢性的な医師不足は解消しておらず、医師や看護師等医療スタッフの更なる確保に努める必要があります。また、県の「山梨県地域医療構想」に基づく病床機能の転換への対応や在宅医療の充実等、地域医師会との連携を図りながら地域医療の体制整備に努めていく必要があります。地域の医療ニーズに対応するため、特定診療科等の診療所の開設に対する助成を実施し、新たに小児科の診療所や助産所が開設されています。

本市の国民健康保険の運営は、高齢化等による医療費の増加や被保険者数の減少等により、厳しい状況にあります。今後も、医療保険制度を堅持するため、総合健診の受診率の向上をはじめ、健康増進事業、保険税(料)の収納率向上等を継続的に実施する必要があります。また、平成30年度からは国民健康保険制度の財政運営の責任主体が市町村から県に移管されるため、円滑に移行するための準備を進めていく必要があります。

主要施策

1. 健康づくりの推進

発病を予防する一次予防を推進するため、健康づくり推進協議会を中心に保健福祉推進員や食生活改善推進員等の地域組織の育成等を行い、保健師等の専門職による健康相談や健康教育の実施、個人に合わせた生活習慣の改善や運動習慣の確立等の健康づくり活動を推進します。

「北杜市健康増進計画」に基づき、生活習慣病の予防に関する取組を重点的に行います。がん検診や特定健診等の受診率の向上を図るとともに、疾病の重症化、感染症等の予防対策を推進します。

「北杜市食と農の杜づくり推進計画(北杜市食育推進計画)」に基づき、安全・安心な食の普及啓発を推進するとともに、食生活改善推進員、栄養士、保健師が連携し、望ましい食生活の実践を促進します。また、農業が持続的に発展する豊かで住みよい地域づくりにより、市民の健康な暮らしを支える取組を推進します。

また、こころの健康づくりの重要性について普及啓発を進め、相談ができるようサポート体制の充実を図ります。

2. 地域医療の充実

医師・看護師等医療スタッフの確保、育成に努めるとともに、市立病院及び市立診療所の経営の健全化、市民に提供する医療体制の充実に努めます。

住み慣れた地域で、安心して適切な医療や介護が受けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

また、在宅医療、救急医療や災害医療等の医療ニーズの多様化に対応するため、地域医師会と連携を図り地域医療の充実を推進します。

3. 出産体制の支援

安心して出産ができるように助産師等による相談支援の充実や出産施設等開設支援を図ります。

4. 医療保険制度の安定的な運営

健康保険制度を堅持するため、保険給付の適正化や、医療費の抑制につながる健康維持等の事業を引き続き実施します。

また、税率の見直しや収納率の向上に努め、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の健全な運営を図ります。

2. 地域福祉の充実

現状と課題

近年、少子高齢化の進展、地域コミュニティの希薄化、価値観の多様化、福祉の担い手の不足、生活困窮者の増加、子どもの貧困問題等、地域における福祉ニーズは複雑かつ多様化しています。

このような社会状況の下、本市では、ひとり親世帯、障がい者、生活保護受給者等への就労を支援するため「ほくとハッピーワーク^{※1}」を設置し、就労と福祉を結び付けた先進的な取組を行っています。また、民間事業者と連携し地域住民を見守る「あんきじゃんネットワーク事業^{※2}」にも取り組んでいます。

今後は、市民一人ひとりの『幸せな暮らし』を支えていけるように、市民、地域の団体や機関、行政等の地域全体がネットワークをつくり、「地域ぐるみの福祉」を一段と推進していくことが必要です。

そのために、地域福祉の担い手の育成や多様化する福祉課題に対応するため、行政や地域住民、関係団体と連携を図りつつ、地域や個々の状況に応じたコーディネートをしていくとともに、「地域のつながり」を強化していく取組が求められています。

※1 ほくとハッピーワーク

北杜市と山梨労働局・韮崎公共職業安定所が一体となって、ひとり親世帯、障がい者、生活保護受給者、若年世代等から相談を受け、それぞれの希望に応じながら就労を支援する窓口。

※2 あんきじゃんネットワーク事業

「あんきじゃん」とは、甲州弁で「安心だね」という意味。

地域の中で活動する新聞事業者、郵便局、宅配業者、金融機関等の民間事業者の方に、通常の業務の中で地域の高齢者、障がい者、孤立の恐れのある方等の家庭を訪問した際に、異常を感じた時は市へ通報してもらおう取組。

主要施策

1. 地域福祉計画の推進

「北杜市地域福祉計画」に基づき、誰もが安心して暮らせる住民参加と支えあいの福祉のまちづくりを推進します。

高齢者、障がい者、児童等への福祉施策を基本として、地域のコミュニティの中で、人と人とのつながりを大切に、助けたり、助け合ったりとお互いの関わりを意識して築き上げていくことに取り組んでいきます。

2. 地域の見守り体制の強化

本市では、古くから相互扶助により、地域の人々が協働して、地域課題の解決を行うことが多くありました。今後、人口減少や高齢化等が地域の中で進行すると、地域の付き合いが希薄となり、孤立する世帯や地域も多くなると考えられます。

現在は、民生委員・児童委員、あんきじゃんネットワーク、地域住民等による地域の見守りを行っていますが、社会福祉法人、NPO法人、医療機関、介護事業者等による地域内外の様々な担い手と連携して、見守り体制の強化に努めます。

3. 生活困窮者自立支援の強化

私たちの一生の間には、様々な事情で生活に困ることがあります。自分たちの力だけでは、問題を解消し生活を続けて行くことが難しいこともあり、相談支援、就労支援、家計相談支援等の取組により、日常生活の自立、社会生活の自立、経済的な自立につながります。

また、困窮が連鎖しないよう、子どもの未来に希望が持てるよう支援します。

4. 地域福祉の担い手の育成

「北杜市地域福祉計画」に基づき、「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせた地域社会を実現するため、ボランティアや関係団体との連携、公的なサービスの的確な提供により、地域社会が円滑に機能するように取り組みます。このため、「地域のつながり」を強化するとともに、ボランティアへの支援や養成を通じて、地域福祉を支える人材を育成することに努めます。

3. 高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の高齢化率は35.7%（平成28年4月1日現在）となり、全国平均の26.7%（平成27年統計）と比較しても非常に高くなっています。一方で、本市には「元気高齢者」が多く、要介護認定率は10.1%で、全国平均の17.9%と比較して低い水準となっています。さらに、平成18年度末の要介護認定率の12.9%から2.8ポイント低下しています。これは、介護予防に重点をおいた諸施策の実施や全国に先駆けて取り組んだ介護予防・日常生活支援総合事業の効果とも考えられます。

しかしながら、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者になる2025（平成37）年には、本市の高齢化率は41.1%に上がり、そのうち後期高齢者は56.6%を占めると推計されています。また、近年は生活に困窮している高齢者や独居高齢者が増加しており、高齢者のニーズも多様化しています。そのため、ボランティア、NPO等、多様な事業主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制を支援していくとともに、高齢者の社会参加を通じた住民主体の地域づくりを推進していくことが必要です。

また、国の調査によると2025（平成37）年には、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症高齢者になることが見込まれており、認知症への理解を深めるための普及啓発をより推進していくことが必要です。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

主要施策

1. ほくとゆうゆうふれあい計画の推進と介護保険サービスの充実

介護を必要とする高齢者の日常生活を支えるために、介護保険制度を円滑に運営していくことが必要であり、必要量に応じた介護サービスを切れ目なく提供していくため、「ほくとゆうゆうふれあい計画（北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、計画的な事業展開を図ります。

要介護・要支援状態となっても、必要な介護サービスを自らの選択で利用でき、可能な

限り自立した日常生活を送ることができるよう、介護サービスの充実、制度の安定的運営の確保を図るとともに、介護保険制度の改正等に対する的確な対応や相談体制の強化に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民のニーズ等を反映した地域密着型サービスの一層の充実と適正な配置を推進します。

2. 介護予防・生活支援の推進

高齢者が健康かつ活動的であり、生き生きと自立した生活を送れるよう、介護予防や生活支援への取組を推進していきます。

高齢者自らが介護予防事業の担い手となり、社会的な役割を持つことを支援し、生きがいをつくることで介護予防につなげるとともに、住民が主体となり地域の身近な場所で行う高齢者の通いの場の展開を支援することで地域における介護予防の取組を拡大していきます。

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームの活動を中心として、認知症高齢者や家族への適切なサービスの提供を推進するとともに、関係機関と連携強化を図りながら認知症に関する理解を深めるための普及啓発を行います。

高齢者等の在宅生活を支えるため、生活支援コーディネーター^{※1}（地域支え合い推進員）と協議体^{※2}により、新しい生活支援サービスの創出やボランティア等の担い手養成、地域資源の開発やネットワーク化等を推進し、生活支援サービスの提供体制の構築を推進します。

3. 在宅高齢者福祉の充実

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心とした包括的支援の充実を図るとともに、適切なサービスの提供や環境の整備を推進します。あわせて、介護を行っている家族に対する支援を行います。

高齢者が疾病を抱えていても、在宅で療養し、自分らしい生活を続けられるよう、地域における医療・介護関係機関の連携を推進することで、包括的かつ継続的な在宅医療や在宅介護の提供を推進します。

※1 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域において、主に生活支援サービスの資源開発や協議体の構築について調整を行う人。

※2 協議体

ここでいう協議体とは、生活支援コーディネーターと介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。

4. 障がい者福祉の充実

現状と課題

近年、障がい者の自立と社会参加を推進するため、国の法制度が改正され、障がい者福祉における地域の役割がより重要になってきています。

本市では、障がいのある人もない人も、共に生き生きとした人生を送ることができる地域社会の実現を目指しています。そのため、関連する法制度の改正等にいち早く対応するとともに、「北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）」を設置し、専門的な相談や権利擁護に関する総合的な支援を行っています。障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするために、個々のニーズに応じた多様な支援を効果的かつ効率的に組み合わせて実施しています。

また、障がい者に対する権利擁護、虐待の防止や差別の解消について、地域の理解を高めることにも取り組んでいます。

障がい者を支援する家族が不安や悩みを抱えているケース、家族や団体の高齢化等、支援する側を支える取組も求められています。そのため、相談体制の充実や支援者が交流できる場を創出するなど、支援者を手助けする環境整備を進める必要があります。

主要施策

1. 障害者計画の推進

「北杜市障害者計画」に基づき、障がい者が自立して生活できることを支援するため、暮らしへの支援、健やかな育ちへの支援、社会参加への支援に取り組みます。

2. 障がい者(児)福祉サービスの充実

障がい者(児)が、その有する能力や適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業による補助、障がい者医療制度による助成等、それぞれに必要なサービスを組み合わせ『クオリティ・オブ・ライフ[※]』の向上に取り組みます。

3. 障害者総合支援センターにおける相談体制の強化

基幹相談支援センターである「北杜市障害者総合支援センター（かざぐるま）」において、本人や家族からの相談に応じ、日常生活を豊かに過ごせるよう支援して行きます。

また、障がい者に関連する法制度の改正等に対応し、権利擁護、虐待の防止、差別の解消等にも適切に取り組みます。

4. 障がい者(児)の社会参加及び就労支援

障がいの有無にかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

また、就労を通じて、生きる喜びと自信が得られるよう支援に努めます。

※ クオリティ・オブ・ライフ

一人ひとりの人生の質や社会的にみた生活の質のこと。人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念のこと。

5. 子育て支援の充実

現状と課題

本市における出生数は、平成18年に297人と初めて300人台を割り込んで以降、平成28年には210人と減少傾向をたどっています。出生率の減少を食い止めるためには、子どもを安心して産み育てられる環境づくりや子育て支援の充実に取り組む必要があります。

近年は、女性の社会進出に伴う就労形態や子育て環境の変化により、保育サービスへのニーズが多様化しています。また、地域とのつながりの希薄化等を背景に、子育てに不安を感じる母親が増えています。育児ストレスが高まる中で、社会的孤立や虐待に至る事例も少なくありません。母親が孤立して問題を抱えないよう、家族、地域や関係機関で連携し、子育てを行える体制づくりが望まれるほか、子どもや保護者のニーズ等に柔軟に対応し、気軽に相談ができる地域ネットワークの構築が課題となっています。

このような状況の中、本市では、平成26年度には「北杜市子ども・子育て支援事業計画」を、平成27年度に「第2次北杜市保育園充実プラン」を策定し、更なる子育て支援の充実と保育園の在り方等について具体的な取組を定めています。平成27年度には病児・病後児保育園の開園、平成28年度には市立保育園3園を保育所型認定こども園に移行、土曜日保育の一日受け入れなど、保育サービスの充実に取り組んでいます。また、本市の特色ある子育て支援策として実施している保育料第2子以降無料化においては、継続的に実施するとともに、市外幼稚園へ通園する園児、一時保育においても対象とし、保護者の経済的支援の拡大を進めています。

なお、子育て世代が安心して住み続けるには、子育てにやさしいまちづくりを進める必要があります。本市では、子育て支援住宅「はっぴいタウン」の整備に取り組んでおり、平成27年9月に須玉団地、平成29年1月には大泉団地の入居を開始したほか、武川団地においても整備を進めています。平成27年10月には、子育て世代マイホーム補助金を創設し、子育て世代の住まいづくりを経済面からも支援しています。

一方で、離婚率は全国的に増加の一途をたどっており、ひとり親家庭が今後も増加するものと推測されます。ひとり親家庭では、子育てをする上で経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれることが多く、家庭生活においても、多くの問題や悩みを抱えています。そのため、ひとり親家庭に対する育児及び自立への支援や経済的支援等を充実させる必要があります。

また、これらの取組を進める上においては、「北杜市子ども・子育て会議」にて意見を伺うとともに、母親のネットワークの構築を目指した「防災ママ」や「子育てサークル」等の母親の声を広く集め、子育て環境の改善に取り組んでいます。

主要施策

1. 子ども・子育て支援事業計画の推進

「北杜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「子どもたちの声が響くまち—北杜」の実現のため、多様な施策を展開していきます。

子育て世代のニーズに的確に responding していくことに加えて、子どもたちの健全な成長を図るために、「北杜市子ども・子育て会議」の意見を伺いながら、受入施設や遊び場等のハード・ソフトの両面における環境整備の更なる充実を図ります。

2. 包括的な子育て支援の充実

妊娠準備期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談や支援をワンストップで提供する、新たな「子育て世代包括支援センター」を設置しています。センターでの支援体制を強化するため、保健師、助産師、保育士、臨床心理士等の専門職を配置し、子育て相談の充実を図るとともに、地域や関係機関等と連携しながら、母子保健と子育て支援事業を一体的に行い、妊娠・出産・子育てにおいて切れ目のない支援を行う「北杜市版ネウボラ」の推進や、子どもの心と体の健やかな発達支援について、保護者の意識の向上を図るとともに、子どもの成長に合わせた事業の推進を図ります。

また、妊婦一般検診費や不妊治療費の助成等、子育て世代に対する経済的支援の充実を図るとともに、発育や発達に心配のある子や虐待の恐れがある子、配偶者からの暴力の被害者等に対しては、早期発見及び支援等を関係機関と密に連携を図りながら事業に取り組みます。

母子愛育会や子育てサークル等の子育て世代を支援するための組織においては、組織の育成や交流の機会を充実させるとともに、地域で見守り、地域全体で支える市民参加型の事業の推進を図ります。

保護者が安心して就労できるよう、放課後児童クラブや放課後子ども教室等、児童が安全に集まることができる居場所づくりを促進します。

3. 保育園充実プランの推進

「北杜市保育園充実プラン」に基づき、より良い保育の推進に努め、働きながら子育てを行う保護者への支援を図るため、通常保育、一時保育、延長保育、休日保育等の保育ニーズに対応するとともに、私立保育園、市外幼稚園へ通園する園児に対しても支援策を図ります。

また、老朽化等による保育施設の整備については、「北杜市立保育園整備計画」を策定し、計画的な施設整備を進めます。

なお、保育園における教育ファーム等の各種事業により食育・地産地消を実践し、健康で心豊かな子どもの成長を支援します。

4. 幼児期教育の推進

「北杜市保育課程」に基づき、幼児期の教育(保育園、認定こども園)から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、小学校と情報交換を密にするとともに、交流を深め、子どもの成長や特性に応じた教育を展開します。

また、地域との交流活動等を通じ、自然や文化を大切にする心や子どもの自己肯定感を育て、小中学校で実践している「原っぱ教育」へとつなげていきます。

5. ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を支援する相談や各種制度等の情報提供を進めるとともに、育児及び自立への支援や経済的支援の充実、組織活動への支援を実施します。

また、ひとり親家庭が持つ様々な悩みに対応するため、「北杜市子育て世代包括支援センター」内において相談業務を充実させ、円滑な支援につなげていきます。

6. 子育て世代の住まいづくりへの支援

子育て世代に対して、安心して子育てができる住環境を提供し、子育て世代の移住定住の促進を図るため、子育てに配慮した仕様を備えた「子育て支援住宅」の整備を進めるとともに、入居者に対し、市内金融機関と連携した住宅取得に向けたライフ・プランニング相談等を行うなど、子育て世代の住まいづくりを支援します。

6. 防災対策の充実

現状と課題

近年、東日本大震災や熊本地震等の大規模災害が相次いで発生しました。また、本市には国内でも比較的大きな活断層があることなどを踏まえて、地震や風水害等の災害から地域を守る体制づくりが求められています。

本市では、「北杜市地域防災計画」及び「北杜市国民保護計画」に基づき、地域防災体制の強化を図り、非常時における体制の充実に努めてきました。また、防災マップを全戸に配布し、日頃の準備や心構え、避難時の対応、避難地や避難所、土砂災害特別警戒区域等のエリア等を周知しました。今後は、更なる周知を図るとともに、現地調査等も行いながら、警戒避難体制の充実に努め、自主防災組織の設立育成等の防災体制を強化し、災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

一方、本市は市民に一番身近な基礎自治体として市民生活に密着した行政サービスを提供していることから、災害時であっても行政サービスを休止することが市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる行政業務については、継続して実施する必要があります。また、災害時相互援助協定を締結している自治体との関係強化や民間企業との物資調達協定等、連携体制の強化も求められています。

防災関連施設については、デジタル防災行政無線や防災ラジオ等、非常時の情報連絡網の整備や、公共施設等の耐震化、各種施設へのAEDの設置、防災備蓄倉庫における備蓄品の充実等の整備が求められています。

なお、治山・治水、河川整備については、国や県が管理する河川の主要な区間の一部に未整備箇所もあるため、関係機関と連携・協議し、整備促進と適正な管理を求めていく必要があります。

主要施策

1. 地域防災計画の推進

本市における防災対策は、「北杜市地域防災計画」及び「北杜市国民保護計画」を基本的かつ総合的な計画としてその内容を市民に周知する取組を進めるとともに、実践に即した防災訓練や避難伝達訓練、避難誘導訓練等、市民を安全に守るための訓練を効果的、

継続的に実施します。特に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者^{※1}については、平常時から地域活動等を促進し、発災時には、関係機関が避難行動要支援者名簿を基に安否確認を行うなど、適切かつ的確に避難支援が行えるような体制を図ります。地域の自主防災活動の中心となる地域防災リーダーの研修を実施するとともに、自主防災組織の育成、防災備蓄品等への支援も継続しながら、災害に強いまちづくりを推進します。

その一方で、市民生活に重大な影響を及ぼすと考えられる行政業務は、災害対応中であっても継続して実施する必要があることから、「北杜市業務継続計画」に基づき、非常時優先業務を視野に、人や物等の限られた資源を最適配分しながら、行政業務の継続及び迅速な回復を図ります。

また、災害時相互援助協定を締結している自治体との関係を強化するとともに、新たな協力関係についても検討します。さらに、食料や物資の販売店との物資調達協定等、官民を超えた防災の取組を推進します。

2. 地域防災体制の強化

防災連絡網の体制については、デジタル防災行政無線や防災ラジオ等により、市内の居住地全域を網羅するよう促進します。

災害時の防災備蓄等については、地域のニーズに合った水や食料等の備蓄品の計画的な管理を行うとともに、要配慮者^{※2}に対応した備蓄品の配備等の充実を図ります。

また、公共施設の耐震化については、既存施設の方向性を見据えた上で対応していくとともに、AEDを設置するなど、日頃の非常時対策についても推進します。

さらに、多面的な防災の取組として、デジタル簡易無線機の配備や耐震性貯水槽の整備等、他の防災施設とともに充実を図ります。

3. 治山・治水、河川整備の推進

県が管理する山林や河川は、自然環境や景観との調和に配慮した整備の促進と、鳥獣害対策も踏まえた適切な管理について要望していきます。

また、市が管理する河川は、宅地等と隣接している箇所を優先して、危険度・緊急度等を考慮する中で着実に整備します。

土砂災害特別警戒区域等の災害危険地域については、市の防災マップ等を活用し、市民に周知を図るとともに、県と協調して土砂災害危険箇所パトロール等の現地調査を行い、警戒避難体制の充実のための環境整備を図ります。

※1 避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人。

※2 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を必要とする人。

7. 消防体制・防犯対策の充実

現状と課題

本市の消防力は、広域消防(常備消防)と消防団(非常備消防)により維持されています。広域消防は、北杜市・韮崎市・甲斐市(旧双葉町)の区域において峡北広域行政事務組合消防本部が統括管理しており、消防団は、消防組織法に基づき、市に設置し、地域における消防防災のリーダーとして、住民の安全・安心を守る重大な役割を担っています。

消防団においては、団員数の減少が課題となっており、新入団員の確保に努めるとともに、効率的な運営を図るため、組織体制の見直しを検討する必要があります。また、消防団における女性の活躍が全国的に注目される中で、本市においても女性消防団員の加入促進に向けた取組が求められています。

一方、非常時における地域消防の対応力を強化するためには、消防団と自主防災組織等との連携を図りながら地域の力を集結した取組を進めることが重要です。また、現有の消防力を最大限に活用し、より効率的かつ効果的に対処できるよう消防施設等の管理状況の把握や適切な整備も求められています。

防犯対策については、消防団による防火の見回りや防犯診断を行うなど、日頃から地域住民の意識を促しています。また、消費者保護については、商品購入時のトラブルや高齢者をねらった詐欺事件等が多発するなど重要性が増しているため、市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、勉強会開催等による啓発活動の強化や相談体制の充実が求められています。

主要施策

1. 消防体制の整備

広域消防と消防団がより連携しながら、地域防災力の充実強化に努めます。

また、消防団の組織については、今後、団員数の減少に伴い部単位での活動に支障が見込まれる場合は、統合再編も視野に入れるなど効率的な組織体制の確立を図ります。

さらに、魅力ある消防団づくりを行いながら、女性消防団員の加入促進を図ります。

また、自主防災組織等と連携する中で、非常時における対応力の強化を図ります。

2. 消防施設・設備等の整備

消防体制の整備を踏まえながら、より効率的かつ効果的に活用できるよう適正な整備等を進めます。

また、防犯対策として、防犯灯設置への助成等を行います。

3. 消費者保護の充実

消費生活の被害の未然防止・拡大防止のため、啓発や広報活動の充実を図るとともに、消費者被害が適切かつ迅速に解決、救済されるよう相談会を積極的に開催します。

また、高齢者や障がい者等、消費者被害に遭いやすい人の見守り活動等を行う「見守りネットワーク」の構築や身近なところで相談できるよう市役所内に消費生活相談員の配置を進めます。

さらには、消費生活協力員等と連携し、各種法に基づく監視活動の強化を図るとともに、消費者団体である消費生活研究会を支援するため、会の活動を積極的に市民に周知するなどして若年層の会員加入促進にも努めます。

8. 交通安全対策の充実

現状と課題

交通安全の推進については、道路網の整備に伴い通行車輦も増加する中で、交通事故の増加が懸念されます。また、本市においては、高齢者の交通事故が全体の25%を占めるなど、高齢者の交通安全対策の強化も課題となっています。

このような中、交通事故の防止に向け、事故発生状況の原因分析を踏まえた交通安全教育を、幼児から高齢者までの幅広い年齢層に実施し、交通安全意識の醸成を図る必要があります。

また、交通事故の発生又は発生の恐れがある危険箇所に対して、交通安全施設の整備や適切な維持や管理を継続していく必要もあります。

さらに、国道や県道など、本市が直接管理していない道路等については、県等の関係機関と連携や協議をし、交通安全対策を進める必要があります。

主要施策

1. 交通安全の推進

交通事故原因分析に基づいた高齢者、幼児・児童等に対する交通安全教育の充実及び関係機関との連携による啓発活動の強化を図ります。特に、高齢者への交通安全対策の強化に取り組みます。

2. 交通安全施設の整備

交通事故の発生又は発生の恐れがある危険箇所へは交通安全施設の整備及び適切な維持管理を行います。特に、歩道やグリーンベルト等の交通安全施設の整備を促進し、関係機関との連携により、児童生徒の通学路の安全確保を図ります。

さらに、国道や県道など、本市が直接管理していない道路等については、県等の関係機関と連携や協議をし、交通安全対策を推進します。



8つの杜 づくり

第4章

基盤を整備し豊かな杜づくり

1. 土地利用の推進と居住環境の充実

現状と課題

本市では、「北杜市まちづくり計画」及び「北杜市まちづくり条例」に基づき、地域の特性に配慮した土地利用の推進とその適正化を図っています。

また、土地境界の明確化を進め、今後も、土地情報の利活用を図っていく必要があります。

現在、管理している市営住宅50団地については、築年数の経過により設備等の老朽化が進んでいる住宅が多く、順次、建替え等の整備を進めています。このような中、国は、既存の市営住宅を改修し長寿命化を図り、市営住宅の維持管理を図っていく方針を打ち出しています。本市においても、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、「建替え」から「改修」へ事業をシフトする中で、人口減少や高齢化等に対応した市営住宅の整備を進めていく必要があります。また、世代のニーズや企業等から要望がある市営住宅については、居住先の安定供給を図るために整備を進めていく必要があります。

さらに、耐用年数を超過した戸建て市営住宅の解体や一般住宅の耐震化、アスベスト対策等についても推進していく必要があります。

主要施策

1. 秩序ある土地利用の推進

「北杜市まちづくり計画」及び「北杜市まちづくり条例」に基づき、地域の特性に配慮した土地利用の推進を図るとともに、国土調査の成果図等を管理し、土地境界の明確化を推進することによって、土地情報の利活用を図ります。

2. 市営住宅総合活用計画・長寿命化計画の推進

「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき、子育て世代や就業者向け住宅の整備や高齢化に対応した市営住宅の整備を進めるとともに、既存の市営住宅の耐震化等を進めます。

3. 一般住宅耐震化の推進

一般住宅の耐震化やアスベスト対策については、国の制度を活用する中で、啓発を含め推進します。

2. まちづくり環境の整備

現状と課題

本市の市街地は、特定の地域に集積していないことから、都市計画区域の設定によるまちづくりではなく、「北杜市まちづくり計画」及び「北杜市まちづくり条例」に基づき、本市らしい魅力あるまちづくりに取り組んできました。今後は、「市民、事業者、行政の協働により魅力あるまちづくりを行う」という基本的な考え方を市民に周知し、名実ともに市民参画によるまちづくりを推進していく必要があります。

市街地整備については、バリアフリー化等のユニバーサルデザイン※に配慮したまちづくりが求められています。このような中で、小淵沢駅舎等の整備を行っており、平成29年の完成を目指しています。今後は、長坂駅をバリアフリー化に整備していくとともに、伝統的な街並みの景観を有する地域については、整備の在り方を検討していく必要があります。

景観整備の取組については、統一感のあるサインを計画的に整備するため、「北杜市サイン計画」を策定し、景観形成に努めています。今後は、市民参画の景観づくりを支援していくとともに、統一したサインを整備していく必要があります。また、平成28年3月に「北杜市景観計画」及び「北杜市景観条例」の一部改正を行い、地上設置型太陽光発電施設については、新たに届出対象とし、県のガイドライン・市の指導要綱と併せて、より景観に配慮した設置となるように指導するとともに、建築基準法等の改正を国に求めています。

年々増加している空き家等への対策については、計画的に推進するため、平成28年に「北杜市空き家等対策審議会」を設置するとともに「北杜市空き家等対策計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、予防対策、利活用対策、特定空き家等への必要な措置等に取り組んでいく必要があります。

※ ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

主要施策

1. まちづくりに向けた市民参画の促進

「北杜市まちづくり計画」及び「北杜市まちづくり条例」に基づき、市民参画によるまちづくりを推進します。

2. 市街地整備の推進

「北杜市都市再生整備計画」に基づき、市街地の整備を進めていくとともに、今後必要となるバリアフリー化等の整備については、検討し取り組んでいきます。

3. 景観形成の推進

「北杜市景観計画」及び「北杜市景観条例」に基づき、市民参画の景観づくりを支援していくとともに、「北杜市サイン計画」に基づく景観形成に努めます。

また、地上設置型太陽光発電施設等については、景観に配慮した設置となるよう引き続き指導していくとともに、建築基準法に該当する建築物に該当しないことなどを踏まえ、法等の改正を国に引き続き求めていきます。

4. 空き家等対策計画の推進

「北杜市空き家等対策計画」に基づき、地域住民が安心して生活できる環境を守るため、予防対策、利活用対策や特定空き家等に対する代執行等を含めた措置をするなどの対策を総合的かつ計画的に推進します。

3. 上下水道の整備

現状と課題

本市には、46箇所の簡易水道事業が存在します。簡易水道事業の経営統合へ向けて、平成28年度を目標年度に統合整備を進めてきましたが、事業の進捗に遅れがみられるとともに、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化が大きな課題となっています。

また、これまでの課題であった水道料金や加入金の統一については、加入金を平成23年に統一し、水道料金を平成29年3月調定分から2体系による新料金に統一しています。

下水道事業に関しては、快適な生活環境の向上と公共用水域の環境保全を目的に取り組んできました。その結果、下水道整備区域については平成27年度末で普及率86.6%、接続率78.7%、農業集落排水事業については、計画に対し100%の整備率となっています。また、課題であった下水道使用料の統一についても、平成26年度に統一しました。今後も下水道への早期接続を更に促進していく必要があります。

一方、下水道処理区域以外の地域では、合併浄化槽の設置を普及するとともに、適正な生活排水処理の推進に努める必要があります。また、老朽化している汚水処理施設については、経費負担の軽減を図るとともに、効率的かつ効果的な稼働と長寿命化にも取り組む必要があります。

なお、上下水道事業は、平成32年4月から地方公営企業法の適用を受けた公営企業会計に移行します。今後、人口減少に伴う使用料収入の減少が見込まれる中で、公営企業として安定した上下水道事業を持続していくためには、経営の合理化や効率化を進めるとともに、老朽化が進む施設の統廃合を含めた更新や使用料金の適正化等にも取り組んでいく必要があります。

し尿処理と衛生施設の管理については、「北杜市生活排水処理基本計画」に基づき、北部ふるさと公苑及び峡北広域行政事務組合峡北南部衛生センターの2か所で中間処理を行っています。峡北広域行政事務組合峡北南部衛生センターは、稼働後40年が経過し、施設の老朽化等のため抜本的な対策が求められていることや、下水道の普及や人口減少の進展等による搬入量の減少が進み、中間処理施設の効率的な運用が求められています。このため、北部ふるさと公苑については、人口動態や生活排水処理の動向を考慮した施設規模の適正化等の整備に取り組んでいく必要があります。

主要施策

1. 地方公営企業法の適用による持続可能な上下水道事業の推進

上下水道事業の地方公営企業法の適用及び簡易水道事業の上水道事業への移行に向け、料金徴収等業務の民間委託、上下水道センターの統合を含めた組織再編を進め、更なる経営の効率化に努めます。

あわせて、公営企業会計を導入することにより、市民をはじめ利用者の理解を得ながら適正な上下水道料金の見直しに努め、公営企業として持続可能な事業経営を目指します。

また、安全・安心な水道水の供給や生活環境の保全を図るため、中長期整備計画、長寿命化計画、危機管理計画、アセットマネジメント[※]等を策定し、老朽化が進んでいる上下水道施設の長寿命化や更新、耐震化等、計画的な施設整備と効率的な維持管理に取り組みます。

2. 浄化槽整備の推進

下水道未整備区域については、地域のニーズや財政状況等を勘案、検討の上、合併浄化槽設置の普及も視野に入れ、適切な生活排水処理整備を推進します。

また、法定点検や保守点検等の実施義務を周知徹底することにより、適切な生活排水処理を推進します。

3. し尿処理と衛生施設の管理

し尿等の処理については、搬入先の絞り込みや下水道施設との共同処理等、市内処理の統一化を目指し、地域住民等と協議を進めます。

※ **アセットマネジメント**

長期的な視点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を管理運営すること。

4. 交通環境の整備

現状と課題

広域幹線道路については、国道20号及び141号で渋滞損失時間が長い交差点や交通事故が続発している箇所があるため、更なる整備を県等へ要望していく必要があります。

中部横断自動車道(長坂～八千穂)については、「社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会」において計画段階評価の審議が行われ、概ねのルート帯などの対応方針が決定していますが、中央自動車道の代替ルートや災害、物流、救急医療施設への緊急輸送路として、地域住民の安全・安心の確保に寄与することから早期の整備計画区間への格上げ及び早期の事業着手に向けた取組が課題となっています。

市道については、車両等の通行に支障を来す路線について、その緊急性と財政面とのバランスを考慮する中で、解消を図っていく必要があります。また、市道や法定外道路等の除草や側溝清掃等の維持管理については、これまで以上に市民の協力と理解を求めていく必要があります。なお、積雪による通行の確保については、積雪量が10cm以上の場合、指定された主要市道の除雪や、凍結した路面への融雪剤散布等の体制を整えています。しかしながら、地域の除雪活動は、行政の対応だけでなく、市民の協力が必要であり、特に高齢者世帯への対応には、地域を挙げての自主的な活動等が重要となっています。

公共交通の整備は、市民アンケートでもその充実を求める声が多い重要な課題となっています。路線バスは、主な利用者である児童生徒や高齢者等の日常生活に欠かすことができない交通手段ですが、地域ごとの路線密度、運行頻度等にばらつきがあるため、バランスのとれた交通システムと利用者ニーズに合わせた運行の整備が求められています。あわせて、広大な市内全域を路線バスで対応するには限界があるため、乗り合いなどの地域での助け合いをお願いしつつ、新たな公共交通の検討を進める必要があります。

主要施策

1. 広域幹線道路整備の促進

国道20号及び141号と主要地方道、一般県道の渋滞、事故多発箇所について、あらゆる機会を捉え、その解消のための道路整備を県等へ要望していきます。

また、中部横断自動車道の整備促進については、関係機関の支援等を通じ、早期の整備計画区間への格上げ及び早期の事業着手に向けた活動を強化します。

2. 市内道路網の整備

市道等については、渋滞、事故多発箇所等を踏まえた「北杜市道路整備基本計画」の見直しを図り、緊急性や投資効果を十分考慮する中で整備を進めるとともに、市民との協働による維持管理等を一層推進していきます。

さらに、「北杜市橋梁長寿命化実施計画」に基づき、橋梁の修繕等を推進していきます。また、法定外道路については、市民や地元利用者が維持管理できるよう支援します。

3. 道路除雪体制の充実

市民の協力を得ながら重要度、緊急度を考慮した上で、主要市道の除雪を優先して実施していきます。

また、市道と農林道を含めて除雪が効率的に出来るよう除雪ルートの見直しを行っていきます。

大雪の際には、地域住民の協働による除雪体制が重要であるため、行政区への働きかけを強化します。

4. 公共交通の整備

既存の公共交通を有効的に活用し効率的な運行体系を確立するとともに、利用者の利便性や交通弱者等に配慮したバス運行に取り組みます。

あわせて、利用者や地域住民等の意見聴取や地域内の公共交通事業者と連携する中で、新たな公共交通を検討します。



8つの杜 づくり

第5章

環境日本一の潤いの杜づくり

1. 自然保護及び環境美化の推進

現状と課題

水と緑と太陽と澄んだ空気に包まれた本市にとって、自然と人間の共生は大きな課題です。本市では、市民共有の貴重な財産である緑豊かな森林や、清らかで豊富な水資源等の自然環境を適切に保全し、良好な状態で次の世代へ引き継いでいくことを目的に環境保全協力金制度を創設し、自然環境の保全に資する施策を推進しています。平成26年には、南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを契機に北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会を設立し、豊かな自然環境を後世に守り伝えるとともに、持続可能な資源を活用する取組がスタートしています。また、秩父多摩甲斐国立公園を中心とする地域の生態系に対する保全意識の高まりにより、平成28年には山梨県と山梨、埼玉、長野県内の10市町村で構成する甲武信水の森ユネスコエコパーク登録推進協議会が設立されたことから、ユネスコエコパークへの登録に向けて推進していく必要があります。なお、山梨県の「特定鳥獣保護・管理計画」や官民連携によるアニマルパスウェイ(小動物用歩道橋)の設置等、野生動物や希少動物の保護と適正管理にも努めています。さらに、水源涵養と民有林の管理、保護、育成のために里山整備を推進し、「音事協の森[※]」等多様な連携による市民参加の森づくりを進めています。今後も、「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向けて、市民一人ひとりが意識しながら自然環境の保全に努める必要があります。

地域の環境美化については、道路や河川等集落内の清掃活動は定着していますが、高齢者の参加が比較的多いことから、今後は若い世代の参加により、継続的、永続的に実施していくことが課題となっています。また、花いっぱい運動を推進していますが、今後も、住民自らが、自らの手で地域の生活環境を守っていくという自覚を深めるとともに、更なる自主性を持った活動へと発展させることが必要になっています。

一方、山岳地域及び別荘地等の道路沿線や山林原野では、不法投棄によりごみが散乱している場所もあるため、監視体制を強化することが必要となっています。また、悪質な不法投棄については、山梨県や関係機関と連携した対応に努めるとともに、厳しい措置を講ずるよう関係機関等への働きかけを強化していく必要があります。

※ 音事協の森

日本音楽事業者協会が、地球温暖化防止を目的とした植林・植樹プロジェクトにおいて、森林の育成を進める場として整備した森林のこと。

主要施策

1. 自然環境の保全

「森を育て、水を守る」をテーマとした企業等からの協力金による環境保全基金を活用し、自然環境の保全に資する各種施策を推進します。

また、貴重な動植物等を保護するため、市民等との協働による生息調査や水質調査を行い、的確な情報提供と自然生態系等を学習できるオオムラサキセンターを活用し、様々な学習会の開催等を通じて、市民等の自然保護や環境保全に対する意識の醸成を図ります。

さらに、生息数や生息場所の変化により問題となっている野生動物の保護と適正管理に努めます。

なお、甲武信水の森ユネスコエコパーク登録に向けて、甲武信水の森ユネスコエコパーク登録推進協議会において、調査研究や関係機関への要望を行うなど、推進を図ります。

2. 森林環境の保全

森林の公益的機能の維持及び増進のため、里山整備事業や樹種転換等を推進するとともに、多様な連携による市民参加の森づくりを進めます。

さらに、ボランティア等へ森林整備のためのフィールド紹介を行うとともに、森林環境を保全する意識を向上するための取組を進めます。

3. 南アルプスユネスコエコパークの保全と活用

甲斐駒ヶ岳を中心としたエリアの貴重な自然や水、これらを育んできた森林等の保全に努めます。

また、自然環境と多様な文化のつながりを市民共有の財産として位置づけ、人々の交流や連携を拡大し、これら豊かな資源を継続的、永続的に利活用した魅力あるまちづくりを推進します。

4. 地域環境美化活動の充実

地域環境美化活動を通じて、環境保全の人づくり及び地域づくりを推進します。

また、市民との協働あるいは住民独自で進められている環境美化活動への支援を行います。

5. ごみの不法投棄対策の強化

監視パトロールの強化を進めるとともに、地域並びに関係機関と連携して不法投棄防止の啓発活動を推進し、不法投棄させないための仕組みづくりに努めます。

また、適正処理困難物[※]等については、生産事業者等に対し責任分担や処理システムの整備を促すとともに、収集処理体制の見直しに努めます。

※ 適正処理困難物

市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。

廃棄物処理法は、こうした廃棄物を環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めている。タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されている。

2. 環境保全対策の推進

現状と課題

本市では、「北杜市環境基本条例」及び「北杜市環境基本計画」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、新たなエネルギー環境や社会情勢の変化に見合った取組を推進するため、平成26年3月に「北杜市環境基本計画」を改訂し、更なる環境保全事業の取組を進めてきました。

地下水の適正利用については、市民参加の森づくりの促進や市民の自然保護意識の醸成を進めるほか、「ミネラルウォーターの生産量 日本一」を後世に引き継いでいくため、地下水を利用する企業や団体との連携及び協力体制を進める中で、森林や水資源の保護及び保全に努める必要があります。また、南アルプスユネスコエコパークのエリア内で井戸の設置申請が増大した場合を想定し、適正な地下水資源の活用をコントロールできる仕組みなど、水資源の保護及び保全に努める必要があります。

また、本市の地域特性を活かした自然エネルギーの有効活用を図るため「北杜市地域新エネルギービジョン」を策定し、全国地方自治体のトップランナーとして再生可能エネルギーの導入を進めてきました。さらに、地球環境やエネルギーを取り巻く状況の変化や、東日本大震災を教訓とする災害への備えにも配慮し、本市の魅力をより高めるため「北杜市再生可能エネルギービジョン」を平成28年2月に策定し、誇りの持てる持続可能な社会の実現を目指す取組を進めています。その結果、平成28年度末時点で、学校施設等には太陽光発電24箇所、風力発電2箇所、太陽熱利用5箇所を、体育施設等の公共施設についても、太陽光発電14箇所、風力発電3箇所、小水力発電1箇所、ハイブリッド街路灯5箇所及び避難所等にソーラーLED街路灯3箇所を整備し、導入してきました。今後についても、災害等に際し使用可能な再生可能エネルギーの導入を推進する必要があります。

世界的な地球温暖化による気象変動や自然破壊等の地球環境の悪化は、年々深刻化しています。環境問題への取組は、喫緊の課題となっていますが、総合的かつ継続的な視点が不可欠であり、単なる知識の習得だけでなく、自然体験等の体験活動を中心とした学習の機会を多くもたせることで、自然観や文化的、生活的視点を含めた広義の環境観を養うことが重要です。

地球温暖化対策への取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進活動については、全ての世代、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる場において、連携をとりながら総合的な活動を行うことが必要となっています。

動物愛護については、近年、各家庭で飼育するペットの増加に伴い、動物たちへの対応、飼育者の心構え、義務等についての啓発活動も引き続き必要となっています。

主要施策

1. 環境保全事業の推進

「北杜市環境基本計画」に基づき、社会環境、自然環境、生活環境、地球環境、環境行政に関する5つの基本方針に沿った環境保全事業の推進に取り組みます。

2. 地下水利用の適正化

地下水を利用する企業や北杜市営水道が共同で地下水の変動の監視を継続し、森林涵養や水資源の保護及び保全を行い、「北杜市地下水採取の適正化に関する条例」等に基づき、適正な地下水の活用をコントロールしていきます。

また、「地下水保全・利用対策協議会」を中心に、広く市民に地下水の状況を伝えることで水への安心感と自然保護に対する意識の醸成に努めます。

3. 再生可能エネルギービジョンの推進

「北杜市再生可能エネルギービジョン」に基づき、地球環境問題、エネルギーを取り巻く状況の変化、東日本大震災等の自然災害への備えにも配慮した、持続可能な社会を目的とした取組を進めます。

あわせて、従来から取り組んでいる再生可能エネルギー導入及びその恩恵を、災害対策、地球温暖化防止対策、環境教育等でより一層、市民等が実感できるように取組を進めます。

4. 環境教育の推進

市民一人ひとりが環境保全に関心を持って行動できるよう、市民、事業者、行政等がそれぞれの責任と役割等により、協働して人材育成や情報の提供に努め、次世代に受け継ぐ基盤づくりに努めます。

さらに、豊かな自然環境を確実に後世へ伝えていくため、知識の習得に加え、体験を重視した環境教育を充実させ、市民の環境保全に対する意識の醸成を図ります。

5. 地球温暖化防止に向けた活動の推進

「北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会」等、市民が取り組む地球温暖化防止に向けた様々な活動の支援を行います。

6. 動物愛護の啓発

ペットの飼い方やマナー教室等の動物愛護の啓発活動を継続的に実施します。

3. ごみの適正処理と減量化

現状と課題

本市では、生活系一般廃棄物の収集及び運搬を行い、峡北広域環境衛生センター及び市の指定した処理施設において、処分及び資源化を行っています。また、「北杜市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの適正処理を推進しています。さらに、リサイクルの徹底化を進めるとともに、分別収集マニュアルを作成し、その普及を図っています。

一方、東日本大震災等の大規模災害を教訓に、災害時の廃棄物処理は被害が発生してからではなく、防災的な観点からも可能な限り事前に対策を講じておくことが重要であるため、平成27年度に「北杜市災害廃棄物処理計画」を策定し、市民、事業者、行政等が平常時からの役割についての取組を進めています。

主要施策

1. 一般廃棄物処理基本計画の推進

環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けて、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）[※]や、ごみ減量化、家庭での生ごみ処理に向けた呼びかけを行うことにより、排出抑止や資源化を推進します。

また、「北杜市一般廃棄物処理基本計画」について進捗状況を把握し、見直しを行い、適切なごみ収集処理を進めます。

2. リサイクルの推進

ごみのリサイクルに対する理解を深めるとともに、コスト低減かつリサイクル率向上のため一人ひとりが適正な排出を行えるよう学習会等を実施します。

また、市民に対して、ごみ・資源物排出日程表により適正な排出を促すとともに、分別収集マニュアル等でごみの分別や資源リサイクル化を推進します。

3. 災害廃棄物処理計画の推進

「北杜市災害廃棄物処理計画」に基づき、発災時における市民、事業者等の役割を平常時から周知等を行い、災害発生後の廃棄物の処理が円滑に処理できるよう努めます。

※ 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）

リフューズ（Refuse 不要なもの、余計なものを断る）、リデュース（Reduce ごみを減らす）、リユース（Reuse 使えるものは繰り返し使う）、リサイクル（Recycle 資源としてまた使う）の頭文字をとったもの。また、この行動を順番に行うこと。

4. 公害防止対策の推進

現状と課題

本市では、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった、典型7公害に対する苦情件数は少ないですが、社会情勢の変化や可住地の拡大等により今後は増加する可能性があります。

公害に対しての苦情は、周辺住民への影響を考えない一部企業の活動や、住民同士の生活パターンや考え方の相違等から発生する事が多いことから、多面的な視野で対応していく必要があります。

主要施策

1. 公害防止に関する体制づくり

庁内関係各課をはじめ、県の関係部局、関係機関、住民組織等との情報共有と連携を強化し、公害関係法令の遵守状況や公害発生のおそれがないか監視体制づくりを図ります。

2. 市民や事業者への啓発活動

市民に対しては、広報紙や自主放送番組等を通じて広く公害に対する意識の向上を図ります。

また、企業等に対しては、事業活動に伴う公害発生の防止策の徹底を図るよう要請します。

8つの杜 づくり

第6章

交流を深め躍進の杜づくり

1. 地域連携の強化

現状と課題

本市ではこれまで、中日本高速道路(株)八王子支社等の企業や、北杜高等学校、山梨大学、早稲田大学等の教育機関と連携協定を締結し、相互の発展と地域社会の活性化に寄与する取組を進めるなど、産(産業界)・官(行政機関)・学(教育機関)による連携及び交流を進めてきました。近年では金(金融機関)・労(労働団体)・言(メディア)の幅広い機関との連携強化が求められる中で、平成27年度には指定金融機関である山梨中央銀行をはじめ、収納代理金融機関である甲府信用金庫、山梨県民信用組合、梨北農業協同組合とも連携に関する協定書を締結しました。今後、少子化や首都圏への人口集中等により、県内企業は人材確保が困難な状況になると見込まれることから、高等学校や県内大学等と連携し、地域の人材確保、人材育成に努める必要があります。また、各分野における専門的な知見からの幅広い意見を取り入れながら、より実効性の高い施策に取り組み、地域の活性化を図っていくことも必要です。

平成22年に、本市と長野県富士見町、原村の3市町村をエリアとした「八ヶ岳観光圏」が国の認定を受け、県境を越えた広域連携による観光振興に取り組んでいます。また、平成27年には、同じく3市町村で「八ヶ岳定住自立圏の形成に関する協定」を締結しました。今後は、少子化による人口減少と高齢化社会を迎える中で、県域を越えた新たな連携や協力により将来にわたって安心して暮すことができる地域を構築し、圏域全体の魅力を高め、交流人口及び定住人口の増加を促進していく必要があります。

国内の地域間交流については、イベントへの出店等にとどまっている状況であるため、市としての交流の在り方や内容について検討が必要です。また、国際交流については、姉妹都市等との交流を通して、国際感覚豊かな地域リーダーを育成していくとともに、ボランティア等の人材の確保と育成も必要となっています。

また、国際化の波を受けて市内に在住する外国人は、500人程度で市の人口の約1.1%で推移しているほか、本市を訪れる外国人は増加傾向にあるため、外国人への対応の在り方についても検討していく必要があります。

主要施策

1. 産官学金労言 連携交流の推進

連携関係にある企業、大学等とはこれまで以上にその連携を強化し、具体的な施策の実現を図ります。さらに、新たな企業や大学等との連携協定を模索します。

また、県内大学等と連携(地(知)の拠点事業(COC +)[※])し、ツーリズム、子育て支援等に取り組み、地域の人材育成に努めます。

2. ハヶ岳定住自立圏の推進

「ハヶ岳定住自立圏の形成に関する協定書」に基づき、構成市町村が相互に連携や協力を行い、生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化及び圏域マネジメント能力の強化の政策分野に取り組み、ハヶ岳圏域の交流人口及び定住人口の確保と地域の活性化を図ります。

3. 地域間交流や国際交流の推進

地域間交流は、今後の交流の在り方を友好都市等と検討し、相互の理解に基づいた活動を進めます。

また、国際交流においては、既に交流を行っている自治体との関係をより深めるとともに、交流事業に携わるボランティアの確保と育成に努め、活用の充実も図ります。

さらに、市内に在住する外国人に交流の場を提供し、様々な国との交流を通じて、異文化や生活習慣等について、相互理解につなげる機会を推進します。

あわせて、外国人が過ごしやすい環境をつくるため、必要な行政サービスの情報が入手できるよう、様々な媒体を活用したやさしい日本語や外国語表記による情報提供に努めます。

※ 地(知)の拠点事業(COC +)

『大学を「地(知)の拠点(COC = Center of Community)』へ』をキャッチフレーズに、地域の課題(ニーズ)と大学の資源(シーズ(教育・研究・社会貢献))のマッチングによる地域課題の解決を行うこと。

さらに、COCに「+(プラス)」することにより、地方の大学群と、地域の自治体・企業やNPO、民間団体等が協働し、地域産業を自ら生み出す人材など、地域を担う人材育成を推進すること。

2. 移住定住の促進と地域コミュニティの強化

現状と課題

急激な人口減少や少子高齢化という大きな課題に対し、地方版の総合戦略として、本市においても「北杜市人口ビジョン・北杜市総合戦略」を策定し、『住み続けたいまち、住んでみたいまち』の実現に向け、5つの重点プロジェクトの取組が進められています。

また、NPO 法人ふるさと回帰支援センターが公表した移住希望地域ランキングで、山梨県は平成27年に2位、28年には1位と、多くの移住希望があります。その中でも本市は、豊富な自然環境と首都圏からの近さという立地条件を強みとして、子育て世帯からアクティブシニアまで幅広い世代から移住希望があります。一方で、住宅、特に賃貸物件が少なく、住居を確保できないがゆえに移住を断念する人もいるため、空き家の活用を求める声も多くなっています。移住定住人口の増加と地域の活性化を図るため、「空き家バンク」の活用を一層進めるとともに、市有地の有効活用等についても進めていく必要があります。

なお、移住定住希望者のニーズに対応するため、市役所内に設置している移住定住相談窓口の強化を図るとともに、地域に精通した住民及び移住経験者を任命した移住定住相談員と連携を図る必要があります。さらに、新規卒業予定者や市内への就職者等に対しても、定住につながるような支援が必要となっています。一方で、地域コミュニティの希薄化が危惧されていることから、移住定住者の受け入れにあたっては、移住定住相談窓口や移住定住相談員を活用し、行政区への加入の必要性を訴える必要があります。

大きな社会問題である少子化の要因として、未婚化や晩婚化が挙げられています。本市の未婚率は国や県より高く、晩婚化等のため夫婦の子ども数が長期的に減少傾向にあることなどから、結婚支援の相談窓口機能を持った「北杜市出会いサポートセンター」において、結婚相談員等によるきめ細やかな結婚相談等を進めるほか、相談所への登録者の拡大、出会いの場の創出等の結婚支援に取り組んでいますが、長期間を要する事例もあるため、継続的な支援が求められています。なお、成婚に結び付いても結婚後に市外へ住居を構える事例が多いため、住宅等の結婚後の支援も必要となっています。

主要施策

1. 総合戦略の推進

「北杜市人口ビジョン・北杜市総合戦略」に基づき、地域の活力を維持し、将来にわたり安心して暮らし続ける施策に取り組み、まちの魅力を高め、定住人口の維持及び増加を図りながら、持続可能で活力あるまちづくりを進めます。

2. 移住定住に向けた支援策の充実

空き家物件の登録数が十分でないため、登録に向けての情報収集や広報活動と併せて、空き家活用の支援策に取り組み、登録件数の増加を図ります。これにより、利用登録者等の物件ニーズに応え、移住定住者の増加を促します。

また、市営住宅を活用した短期間滞在可能な住宅の推進や、移住定住に向けた市有地の有効活用を進めます。

市役所内に移住定住相談窓口を設置し、本市に移住定住を希望する方々へのニーズに応えます。

さらに、地域コミュニティの構築も重要なことから、各地区に置く移住定住相談員とも連携を図りつつ、行政区への加入促進に努めます。

あわせて、住民がコミュニケーションを図れる機会を創出するなど、地域や世代間のつながりを促します。

3. 若者の出会いの場の創出

「北杜市出会いサポートセンター」において、継続的できめ細やかな結婚支援を推進します。

また、登録者の拡大を図りながら、若者の出会いの場を積極的に創出します。

さらに、結婚後に本市への定住を促進するため、就業、住宅等の支援の強化を図ります。



8つの杜 づくり

第7章

品格の高い感動の杜づくり

1. 観光の振興

現状と課題

本市は、清らかで豊かな水資源や、山岳等の美しい自然景観をはじめ、非常に多くの観光資源を有していますが、十分に活用されているとはいえません。そのため、各地に点在する観光資源を結びつけて魅力ある観光商品として売り込んでいくことが課題となっています。このような中、平成27年には「世界に誇る『水の山』」宣言を行いました。南アルプス等に恵まれた自然環境によって育まれた名水を活かし、ブランドの構築や推進等に取り組むこととしています。

近年では近隣自治体とのネットワーク強化による観光振興に取り組んでいます。本市と長野県富士見町、原村の3市町村で構成される「八ヶ岳観光圏」では、広域連携による観光振興を進めており、観光庁からも全国でトップクラスの評価を受けています。さらに、観光地域づくりの新たな推進体制を確立していくことが求められる中で、日本版DMO[※]の取組を進める必要があります。

平成26年には、南アルプスがユネスコエコパークに登録されたことを契機に北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会を設立し、豊かな自然環境を後世に守り伝え発信するとともに、持続可能な資源を利活用する取組がスタートしています。

このように、観光客を呼び込むための施策に取り組んでいますが、一方で、受け入れ体制を整備することも必要です。それぞれの地域で独自の活動を行っている観光協会や観光事業者、観光案内所、観光施設等が連携し、宿泊を促すようなサービスを提供するとともに、豊かな資源を効果的に活用した旅行商品の開発や、情報発信等を行っていくことが必要です。また、観光客の利便性向上の観点から、観光施設の充実を図っていくことも課題となっています。

さらに、2020（平成32）年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから外国人観光客の増加が予想されるため、外国人観光客の誘客を図る取組が必要となっています。

※ 日本版DMO

DMO = Destination Management/Marketing Organization の略

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

主要施策

1. 特色ある観光資源の活用

美しい山岳景観に加え、国蝶オオムラサキの生息数、ミネラルウォーターの生産量、日照時間が日本一と言われており、自然環境に恵まれた文字どおり「山紫水明」の地を誇る本市の魅力を伝えるため、資源を磨き上げるとともに新たな資源を発掘するなど、各種事業に取り組みます。

2. ハヶ岳観光圏の推進

ハヶ岳観光圏による長野県富士見町、原村との連携を強化する中で、観光誘客に向けた事業に取り組みます。また、日本版 DMO の取組への支援を行います。

3. 南アルプスユネスコエコパークを活用した観光の振興

南アルプスユネスコエコパークへの登録を機に、ユネスコエコパーク関係団体との連携を強化する中で、豊かな地域資源を活用した観光の誘客に向けた事業に取り組みます。

4. 世界に誇る「水の山」の推進

「世界に誇る『水の山』」宣言を活かし、国内外に向けて水の資源としての価値を周知しながら、ブランド構築等に努めます。

5. 受け入れ体制の充実

観光地の整備や充実を図るとともに、観光関係者と連携した受け入れ体制の整備や、観光客が再び訪れるように安全・安心で快適な観光地づくりを行います。

また、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、外国人観光客に対応した情報発信や受け入れ体制の整備を推進します。

2. 文化財の保護

現状と課題

本市には、国指定の天然記念物である「山高神代ザクラ」をはじめ、地域にとって重要な文化財が多数存在します。これらの適切な保護及び保全を図るため調査や研究を進め、適切な保護措置をとる必要があります。

また、文化財を活用した魅力あるまちづくりや景観づくりを含めた、文化財の保護意識を高めるための効果的な普及や活用方法の検討を行う必要があります。一方で、無形民俗文化財の保持者、伝承者の高齢化への対応が課題となっています。

市内の郷土資料館には、地域の歴史を伝える古文書等が保存されていますが、本市の貴重な郷土資料を後世に残すために、適切に保存する必要があります。また、平成27年度には、本市にゆかりのある先人たちの功績を紹介する「ほくと先人室」を浅川伯教・巧兄弟資料館内に開設しています。これら先人たちの功績を広く発信していく取組が必要となっています。さらに、「八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」に基づき、構成市町村の文化財や資料館を活用したイベント等の取組を推進していく必要があります。

主要施策

1. 指定文化財等の保護

文化財の指定基準を定め、指定文化財の取扱いを見直すとともに、その保護や活用について、市民、市民団体、行政が連携して行う体制の構築に向けた取組を進めます。また、埋蔵文化財の調査により年々増加する出土品の適切な保存を図ります。

2. 文化財の情報発信

本市に数多くある文化財について、資料館での企画展や各種講座等の開設をはじめ、多様な方法を通じて全国に情報発信し本市をPRするとともに、学校と連携し将来を担う子どもが地域の文化財の保全や伝承に関心が持てるよう努めます。

また、浅川伯教・巧兄弟をはじめ、本市ゆかりの先人たちの功績を顕彰し、広く情報発信するための取組を進めるとともに、新たな人物や、関連資料の発掘に努めます。

さらに、八ヶ岳圏域の町村と連携し、各資料館で同一テーマの企画展を実施するなど地域のPRの強化に努めます。

3. 芸術・文化の振興

現状と課題

本市には、清春芸術村や平山郁夫シルクロード美術館、中村キース・ヘリング美術館等、全国に誇れる文化施設が数多く存在します。また、豊かな自然に囲まれた癒しの空間を求めて、多くの芸術家や文化人等が市内に移住してきています。この素晴らしい地域資源を市内外の多くの人に知っていただくことで、芸術・文化の面からも本市の良さを理解していただくことが必要です。また、本市における芸術・文化の活動を支えてきた団体の自立についても支援をしていく必要があります。

本市では、3つのホール(須玉、高根、長坂)を拠点として、その特性を活かした自主事業や共催事業に取り組むとともに、他の公共施設や民間施設等も活用し、アーティストの支援や育成、市民の自発的な活動への支援等に取り組み、芸術・文化の発信、推進に努めてきました。今後も、身近な場所で一流の芸術・文化に触れる機会の提供や、市民が主体的に行う芸術・文化活動等を充実させるために協力や支援を行う必要があります。

また、「八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」に基づき、長野県富士見町、原村と連携して芸術・文化の振興を図っていく必要があります。

さらに、市内に在住する多くの芸術家や文化人を通じて、一流の芸術・文化に触れる機会を設け、理解を深めていくことも必要です。

主要施策

1. 芸術・文化を育む活動の充実

本市の芸術・文化の推進を図るため、企業等の協力金による「北杜市芸術文化スポーツ振興基金」を活用し、市民に優れた芸術・文化の鑑賞機会等を提供する団体等を支援していきます。

また、本市における芸術・文化の活動を支えてきた団体には自立が促進されるよう引き続き支援をしていきます。

3つのホールを拠点とし、それぞれのホールの特性を活かした、自主事業や共催事業を企画し、市民に一流の芸術・文化事業を提供していきます。

さらに、「八ヶ岳定住自立圏共生ビジョン」に基づき、訪れる全国の方々との交流を深め、交流人口から定住人口への増加につなげられるよう、圏域内の芸術・文化の振興を図ります。

2. 一流の芸術・文化の提供

一流の文化人等による公演等により、質の高い知を取り入れる機会を設け、『ふるさと』に対する誇りの高揚へつなげます。

また、市内に在住する芸術家や文化人等のネットワークを活用し、市民に一流の芸術・文化に触れる機会を創出していきます。



8つの杜 づくり

第8章

連帯感のある和の杜づくり

1. 市民参画のまちづくり

現状と課題

本市では、市ホームページに掲載している電子メールや、本庁及び各総合支所の窓口を設置している「市長への手紙」により、広く市民から意見、要望、提案等を受け、回答を集約して広聴活動を行っていますが、市民の顔が見えないという課題もあり、地域に出向くことが必要となっています。また、定例市議会後に「市政報告会」を開催するなど、今後も幅広く市民の意見をいただく機会を設ける必要があります。

一方、開かれた市政を推進するため、「北杜市情報公開条例」に基づき、公文書の情報公開を行っているほか、審議会等の会議も原則公開とし、透明かつ公正な市政運営に努めています。また、市民にとって身近な広報紙「広報ほくと」や市ホームページ、CATVによる自主放送番組「週刊ほくとニュース」、FM八ヶ岳等を使った広報活動によって、市政の方向性や状況を市民に積極的に情報提供しています。

さらに、市民との協働によるまちづくりを進めるため、相談や支援窓口の設置を検討するなど、協働支援体制の整備を進めています。また、市民と行政がこれまで以上に双方の役割を明確にして、共にまちづくりを進めていく必要があります。また、8つの区域ごとに20人以内の委員で構成される地域委員会を設置しています。地域の意見を集約し市に提言する機関として、今後も地域委員会による地域づくりを推進していく必要があります。

男女共同参画については、「ほくとほほえみ夢プラン」（北杜市男女共同参画推進プラン）や「男女共同参画都市」宣言等に基づき、男女があらゆる分野に共に参画し、共に責任を分かち、自立した個人としての多様な社会の実現を目指しています。しかし、性別で役割を決めつけてしまう考え方や、これに基づく地域の慣習等、今なお根深く存在しているため、引き続き、推進活動に取り組んでいく必要があります。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されたことを背景に、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できるための支援措置を講じる必要があります。

主要施策

1. 幅広い市民意見の集約

広く市民の声を聴くため、市民が集う場所に出かけ、行政の施策や事業等を伝えるとともに、市民からの意見等を聞く広聴活動を行っていきます。

また、幅広い市民意見の集約のため「市政報告会」の開催等の取組を推進します。

2. 情報公開の推進

開かれた市政を推進するため、「北杜市情報公開条例」及び「北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づき、公文書の情報公開や審議会等の公開を進めます。

3. 広報活動の充実

広報紙、市ホームページ、自主放送番組等を有効に活用し、市政の方向や状況等を、幅広い年代の市民に分かりやすく提供するとともに、市民参画の行事や子どもたちの活動等、若い世代にも関心を持つことができる情報を取り入れます。

4. 市民との協働によるまちづくりの推進

現在まで、市民が市と協働してより良い地域づくりを行うため、大きな役割を担ってきた地域委員会について、今後も地域の意見を集約し提言する重要な機関として積極的に地域づくりへの活用を図ります。

さらに、市民一人ひとりが主体的にまちづくりに参画し、地域の特性を発揮できる仕組みづくりを検討します。

5. 男女共同参画ほくとほほえみ夢プランの推進

「ほくとほほえみ夢プラン」に基づき、男女共同参画社会のための多様な取組を推進します。

さらに、思春期からのDV対策の強化及び充実を図るとともに、女性が職業生活等において、その希望に応じて十分に能力を発揮し活躍できるための支援に努めます。

2. 行政推進体制の強化

現状と課題

効率的かつ効果的な行政を運営していくためには、組織や分掌業務を随時見直す必要があります。また、本庁舎、総合支所及び出張所の在り方を検討するとともに、市有施設や設備のより一層の合理化や適切な管理に努めていく必要があります。さらに、近隣自治体との一部事務組合で行っている事業については、社会経済状況の変化や施設の老朽化等を踏まえ、関係自治体や県とも協議を進め、課題解決にあたる必要があります。

行財政改革については、「北杜市行財政改革大綱・アクションプラン」に基づき、最小の経費で最大の効果が得られるよう、継続的な取組を進めています。

国では、「行政サービスの水準や職員の士気に影響が生じているとの指摘があることから、地方公共団体においては、行政需要や地域特性等それぞれの実情に応じた定員管理に取り組む必要がある」としています。これを踏まえ、平成28年3月に策定した「第3次北杜市定員適正化計画」では、第2次までの計画で実施した大幅な職員削減は行わず、職員の年齢構成の偏りを検証しつつ、行政課題にスピード感をもって対応できる適正な人員配置に努めていくこととしています。また、職員の人材育成や能力向上により行政サービスの水準を維持及び向上させていくことも必要です。

なお、地方公務員法の改正により、平成28年度から人事評価制度を導入し、その結果を人事管理に活用するとともに、この制度を基に人材育成を図っていくことが求められますが、そのためには、公平かつ客観的に平準化した評価を行うことが課題となっています。

また、市が所有する公共施設等については、人口減少等による公共施設等の利用需要の変化及び多額の更新や改修の費用が見込まれることから、平成28年3月に策定した「北杜市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等のマネジメントを進めていく必要があります。

さらに、統廃合後の学校教育施設等における有効活用等や、固定資産台帳の整備を進める中で、顕在化してきた利用計画が無い土地等については、売却や賃貸等の有効活用を進めていくことが求められます。

主要施策

1. 行政経営の合理化

行政事務の効率化を図り、行政サービスの向上に資するため、新たな市民ニーズに対応した組織の整備や類似した事務の整理を行い、より効率化を目指した行政運営に努めます。また、職員の行政経営に対する意識改革や職員間の情報共有等を行い、経営的な視点をもって、効率的な運営に努めます。

また、「北杜市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、本庁舎、総合支所及び出張所の在り方について検討します。

一方で、広域消防やごみ処理などの広域的な行政課題については、効率的かつ効果的に行政サービスが提供されるよう、広域的な連携を推進します。

2. 行財政改革の推進

財政基盤の強化、組織や事務の簡素化及び効率化、市民と行政の役割分担の明確化を基本理念に、引き続き「北杜市行財政改革大綱・アクションプラン」に基づき、行財政改革に取り組みます。

3. 人事管理の適正化

「北杜市定員適正化計画」に基づき、適正かつ計画的な定員管理、職員の人材育成と能力向上に資する多様な研修を実施します。

また、人事評価制度を人事管理に活用することにより、複雑化、多様化する市民ニーズに的確に対応できる高い能力をもった職員の育成を行い、行政サービスの向上を図ります。

4. 公共施設等総合管理計画の推進

「北杜市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、道路、橋梁、上下水道施設等の公共インフラを含むすべての公共施設等について、最適なストック量と最適な管理運営を実現するため、公共施設等のマネジメント機能の確立とその推進体制の構築を図ります。

また、統廃合後の学校教育施設等の使用可能な公共施設等については、有効に活用できるように検討します。

3. 財政の健全化

現状と課題

これまで本市では、財政の健全化を「1丁目一番地」に位置付けた上で、平成18年以降、3次にわたり策定した行財政改革大綱等に基づき、公共事業の縮減や職員数の削減、指定管理者制度の導入等、財政健全化に向けた取組を積極的に実施してきました。

平成27年度決算における財産区を除く全会計の基金残高は、合併時の50億円と比べると132億円増加し、全会計の市債残高は、平成17年度末ピーク時の1,009億円と比べると335億円減少しましたので、合計で467億円の改善となりました。

この結果、財政の健全性を判断する指標である実質公債費比率は平成19年度の19.0%から平成27年度は9.1%、将来負担比率も平成19年度の160.5%から平成27年度は5.1%となり、大幅に改善しました。

以上のように、財政健全化の取組は着実に成果として現れていますが、人口減少による税収の減少や、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加等の要因に加え、特別会計を含めた市債残高は依然として高い水準となっていること、平成27年度からは普通交付税の段階的縮減が始まっており平成32年度には普通交付税の特例措置が終了すること、財政的に有利な起債である合併特例事業債の発行が平成32年度までで終了すること、公共施設及びインフラに関する維持や更新に係る経費が増大する見通しであることなどから、引き続き、財政健全化の取組を進め、持続可能な財政運営の確立を図っていくことが大きな課題となっています。

市税収入全体の50%以上を占める固定資産税は、償却資産申告の推進、家屋全棟調査の結果反映等により、今後もある程度の収入が見込めますが、個人市民税は、人口減少等の要因により年々減少しており、税収確保の面からも人口増加につながる施策の実施が急務となっています。

主要施策

1. 健全な財政の確立

合併に伴う特例措置の終了や今後の公共施設等に関する維持や更新に係る経費の増加等を見据え、持続可能な財政運営の確立を図るため、市債の繰上償還や発行抑制、公共事業費や総人件費の抑制、補助金の整理合理化等、財政健全化に向けたあらゆる取組を実施します。

2. 市税等の適正賦課及び収納率向上と負担の公平化の実現

課税客体の把握による公平かつ公正な課税業務を推進するとともに、滞納整理を強化することで徴収率の向上を図り、市税収入の確保に努めます。

また、受益者負担等の見直しを行うことにより、負担の公平化を図るとともに、普通財産の処分や新たな自主財源の確保を推進します。

3. 事務事業の見直しと民営化、民間委託の推進

PDCA サイクル[※]に基づく事務事業評価により行政サービスの在り方を見直すとともに、事業や施設運営等に民間活力を積極的に導入します。

さらに、出資法人の健全運営に努め、財政状況等の情報公開を進めます。

※ PDCA サイクル

PDCA は「Plan : 計画を立てる、Do : 実行する、Check : 評価する、Action : 改善する」のそれぞれの頭文字を並べた言葉。4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組みのこと。

